

【嘉島町】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1,172人	1,228人	1,251人	1,251人	1,251人
② 予備機を含む 整備上限台数	1,347台	1,337台	1,368台	0台	0台
③ 整備台数 (予備機除く)	50台	0台	1,201台	0台	0台
④ ③のうち 基金事業によるもの	50台	0台	1,201台	0台	0台
⑤ 累積更新率	4.3%	4.1%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	20台	0台	167台	0台	0台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	20台	0台	167台	0台	0台
⑧ 予備機整備率	40.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・1人1台の端末環境を維持するため、令和6年度は、令和7年度に確定している児童生徒数の増加に伴って、不足する端末の台数を確保する。
- ・令和8年度に現在使用しているOS(マイクロソフト)のライセンス契約が終了するため、令和8年度には大規模な端末の更新による整備を計画する。
- ・令和10年度までの間は、令和5年度に熊本県が文部科学省の補助により造成した基金を財源として端末の整備・更新を進める。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：1,280台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 70台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託 : 1,280台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にて再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・その他(共同調達の仕様条件により処分) : 0台

○端末内データの消去方法

- ・処分業者に依頼し、端末内の記憶装置を復元不可能な状態(物理的な破壊を含む)にする。その後、処分業者から証明書を受領することとする。

○スケジュール(予定)

令和9年3月 使用済端末の処分